

梅雨を前に危険なげや家のまわりの再点検

梅雨や台風時期は、長雨や集中豪雨で地盤がゆるみ、がけやよう壁などの崩壊が起こりやすくなります。特に、危ないがけや不完全なよう壁で覆われている場所にある家や土地は、大きな被害を受けるばかりではなく、隣接する方々の生命や財産にまで危険を及ぼすことにもなります。

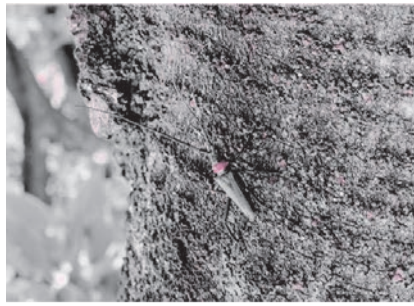
このようなことがないよう、日ごろから家の周りの安全を確かめ、危ない石積や土留などは補強改善し、雨水の排水を良くするなどして、安全対策に心がけましょう。

すに、関係機関から改善などの措置をとるよう勧告を受けている方は、補強、改良などの工事を行ってください。

なお、法律(宅地造成等規制法)で定められた区域内で、一定の高さ以上の切土・盛土をする場合や、よう壁などを築造するときは、事前の許可が必要となりますので、注意してください。

▽相談・問合せ 都市計画課指導係、東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課(☎042・548・2051)

クビアカツヤカミキリを探しています



クビアカツヤカミキリ

クビアカツヤカミキリは、幼虫が樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らして、枯らしてしまう、外来種の昆虫です。市東部で被害が広がっており、対策を進めています。被害の拡大を抑えるためには、早期に駆除することが重要です。クビアカツヤカミキリの成虫や寄生木を発見した方は連絡してください(捕獲した場合は、その場で処分をお願いします)。

▽成虫の特徴 体長2.5センチ、4センチ。全体的に光沢のある黒色で、胸部(首部)のみ赤色です。6月・7月に飛翔します。



フラス

▽寄生された樹木の特徴 サクラやウメ、モモ、スモモなど。6月〜9月にかけて、幼虫の糞と木屑が入り混じったもの(フラス)が排出されるため、樹木の根元に茶色いひき肉状のフラスが溜まります。

▽その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ 環境政策課環境政策係(☎595・1110)

交通事故など第三者から受けたけがや病気は、加入の健康保険へ届出しましょう！

交通事故などに遭ったときは必ず届出してください



交通事故や傷害事件など、第三者行為による治療のために医療機関を受診する場合、原則加害者とその損害を負担します。健康保険証は使用できません。

ん(必要書類の提出を条件に、申出により使用を許可する場合があります)。

健康保険証の使用を希望する方は、必ず加入している健康保険へ連絡し、健康保険証の使用許可を得てください。その際に提出が必要な書類を案内しますので、後日必ず提出してください。健康保険は、加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えて、提出された必要書類に基づいて加害者もしくは保険会社へ請求します。

※第三者行為によつて介護保険を利用する場合も届出が必要ではありません。

※必要書類を提出しない場合や加害者と不利な示談などをした場合、健康保険証が使えなくなる場合があります。

▽問合せ 国民健康保険：保険年金課国民健康保険係
後期高齢者医療制度：保険年金課後期高齢者医療係
介護保険：高齢者支援課介護保険係

自然環境学習「子どもが主役のオオムラサキの森活動」参加者募集



子どもたちが豊かな自然環境とふれあい、自然環境の大切さなどを学ぶ里山体験プログラムを提供しています。

この取組の一環として、オオムラサキの観察などを行いながら、オオムラサキの生息する森づくりを進める自然環境学習を実施します。

30分まで
▽場所 菅生地区
▽講師 柏倉克行さん
▽対象 市内に居住する小学校1年生〜6年生(小学校2年生までは保護者同伴)
▽定員 10人(申込み順)
▽費用 無料
▽申込み方法 6月14日(月)までに電話で申し込んでください。

▽申込み・問合せ 環境政策課環境の森推進係(☎595・1120)

光化学スモッグに気を付けましょう
気温が高く風が弱い日は、光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグが発生すると、「目がチカチカする」「喉が痛い」など、健康への影響が心配されるため、屋外での運動を控えるよう心がけましょう。

▽光化学スモッグ注意報などの入手方法
●テレホンサービス：☎03・5640・6880
●インターネット：次のコードからご覧ください。

●自動メール送信：次のコードからご覧ください。

東京都光化学スモッグ情報



メール送信の登録

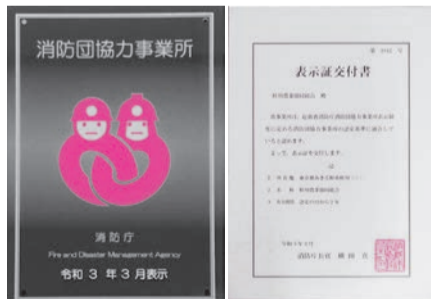


▽問合せ 生活環境課生活環境係

あきる野市消防団協力事業所一覧表

6月1日現在

事業所名	住所
鈴木建築	五日市560
株式会社フジワラ技建	三内259
秋川農業協同組合本店	秋川3-1-1
秋川農業協同組合東秋留支店	二宮2305
秋川農業協同組合多西支店	草花3076
秋川農業協同組合増戸支店	伊奈859-1
秋川農業協同組合五日市支店	五日市18
有限会社アキオートサービス	小川東1-24-4
株式会社高木造園	小川東1-22-4
松村ダスト有限会社	館谷251-1
株式会社トーエーテクニカ	引田495



この制度は、消防庁長官が消防団活動に積極的に協力している市町村等消防団協力事業所等の中から、特に顕著な功績が認められる事業所等に対して、「総務省消防庁消防団協力事業所表示証」を交付するものです。

この度、消防庁長官から秋川農業協同組合の消防団に対する協力関係が特に顕著であると認められ、総務省消防庁消防団協力事業所として認定されました。

なお、同様の制度は市でも実施しています。

▽認定基準 次のいずれかに該当する事業所

●2人以上の従業員が消防団に入団している

●従業員の消防団活動について、積極的に配慮している

●災害時などに資機材を消防団に提供する等、消防団活動に協力している など

▽その他 認定期間内に限り、表示証を事業所に表示することができません。また、その画像をパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページなどの広告に使用できません。

▽問合せ 地域防災課防災係

秋川農業協同組合が総務省消防庁から消防団協力事業所に認定されました

あきる野市消防団協力事業所表示制度

この制度は、市の消防団活動に協力していただいている事業所に対し、「消防団協力事業所表示証」を交付するものです。

▽申請方法 「あきる野市消防団協力事業所認定申請書」に必要事項を記入の上、申請してください。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。